

令和8年度第2回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議 会議要旨

1 議 題

(1) 第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画素案について【資料1】

・第1章 本計画の概要

本計画を策定するにあたり、策定と背景、位置づけ、策定経過、推進について整理しています。策定と背景では、国、県、本市の動きを整理し、本計画策定の趣旨を記載しています。本計画の位置づけでは、計画策定に関する法令等を整理し、対象者、計画期間を整理しています。策定経過では、次期計画を作成するまでのプロセスを記載し、推進では、計画の推進体制、進捗管理やSDGsについて記載しています。

・第2章 本計画の基本的な考え方

本計画の全体像及び構成要素である「基本理念」、「本市の目指す将来像」、「基本方針」、「施策の方向性」について整理しています。1節においては、構成要素である「基本理念」、「本市の目指す将来像」、「基本方針」、「施策の方向性」の関係性を整理し、円の図で全体像を示しています。円の図では、中心の黒塗りの箇所に計画の根幹となる「基本理念」、「本市の目指す将来像」を配置しています。一番外側に障がい者の日常的な暮らしの要素を網羅する「施策の方向性」を記載し、この施策の方向性をグルーピングしたものがその一つ内側の円である「基本方針」となります。5つの「基本方針」の枠組みの中で、12の「施策の方向性」を実行していき、「本市の目指す将来像」に少しでも近づけるように施策を推進していきます。

2節以降は、各要素である「基本理念」、「本市の目指す将来像」、「基本方針」、「施策の方向性」についての詳細を記載しています。

なお、前回会議で説明しているとおり、「基本理念」、「本市の目指す将来像」については、前計画を継承し、「基本方針」、「施策の方向性」については、前計画を継承しつつ、再整理をしています。

・第3章 本計画において取り組むべき課題

5つの「基本方針」、12の「施策の方向性」に沿って、本計画において取り組むべき課題を整理しています。各「施策の方向性」について、前計画の振り返り、主な事業の実施状況、各種アンケート及びヒアリング調査の結果、自立支援協議会からの主なご意見を踏まえ、現状や残された課題を整理するとともに、今後取り組むべき課題をまとめています。

・第4章 施策の展開

各「施策の方向性」に沿って、第3章で整理した取り組むべき課題を踏まえ、施策

の展開、実施する主な事業及びその他関係団体等の取組で構成しています。関係団体の取組については、本計画を推し進めるにあたり、行政だけでなく各関係団体が行っていることなどを記載したいと考えており、第2回障害者保健福祉計画推進委員会で委員の皆様からご意見をいただく予定となっていますので、9月開催予定の第3回会議でお示しします。

施策の展開については、障がい福祉課以外の課かいが策定している関連計画等を参考にしながら、本計画に必要な内容を整理し記載しています。

また、実施する主な事業については、前計画で記載している事業を中心に記載していますが、今後、庁内関係課かいと調整を行い、事業内容を整理した上で第3回会議においてお示しします。

・ 第5章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和11年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保などを図るものです。

作成にあたっては、障害者総合支援法第87条第1項等の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とした「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に即し、成果目標及び考え方並びに成果目標を達成するための取組を記載しています。

一部、令和11年度末の数値目標について検討中の項目があり、それらは本素案では、単位のみ記載し、数値は記載しておりません。

なお、以下の項目は国の基本指針において新たに設定されたものになります。

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・心のサポーター数

（3）福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援事業

（5）相談支援体制の充実・強化等

- ・のぞまないセルフプランの件数をゼロにする

・ 第6章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づき、第5章の障害福祉計画同様に国の基本指針に即し、成果目標及び考え方並びに成果目標を達成するための取組を記載しています。

障害児福祉計画でも、令和11年度末の数値目標について検討中の項目については、本素案では、単位のみ記載し、数値は記載しておりません。

なお、以下の項目は国の基本指針において新たに設定されたものになります。

(1) 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

・ 児童発達支援センターの4つの中核機能確保

・ 資料編

本計画の策定に係る規則及び要綱をはじめとした計画策定体制や策定経過を掲載するとともに、本市の障がい者を取り巻く状況として、障がい者の現状、各種アンケート調査及びヒアリング調査の結果概要のほか、パブリックコメント実施概要、用語解説を掲載する予定です。